

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成28年3月23日 00時50分ごろ
発生場所	青森県大間町弁天島東方沖 大間埼灯台から真方位078° 8.6海里付近 (概位 北緯41°35.0′ 東経141°06.0′)
事故の概要	漁船第八十八吉丸は、西北西進中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成28年3月29日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十八吉丸、166トン
船舶番号、船舶所有者等	128179、株式会社福栄
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	主機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、北海道函館市函館港に向けて西北西進中、機関長が、主機の冷却海水こし器（以下「本件こし器」という。）から海水が噴出しているのを認めた。</p> <p>本船は、機関長が、主機を停止し、冷却海水系統の弁を閉めて海水の噴出を止めたが、主機のフライホイール付近まで浸水したので、主機の運転を断念して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視船にえい航されて函館港に入港した。</p> <p>本件こし器は、機関室下段の床プレートの下に取り付けられていた。</p> <p>本船は、浸水した海水を排出後に点検した結果、本件こし器の本体にこぶし大の破口が発見された。</p> <p>本船は、本件こし器の整備等に関する記録がなく、整備実施日及び整備内容が不明であった。</p>
分析	<p>本船は、弁天島東方沖を西北西進中、本件こし器に破口が生じたことから、海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件こし器が経年使用による腐食の進展などで破口が生じた可能性があると考えられるが、破口が生じるまでの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、弁天島東方沖を西北西進中、本件こし器に破口が生じたため、海水が噴出して機関室に浸水したものと考えら

	れる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的に冷却海水こし器の掃除を行い、その際に、本体の状態の点検も併せて行うこと。・冷却海水こし器の整備等の記録を行うこと。